

人制第8241号
19. 8. 29
一部改正 人制第319号
20. 1. 16
一部改正 人給第6311号
21. 5. 15
一部改正 人給第6850号
21. 5. 29
一部改正 人給第8917号
21. 7. 24
一部改正 人給第13155号
21. 11. 20
一部改正 防人計第6496号
28. 3. 29
一部改正 防人給第2919号
29. 3. 9
一部改正 防人給第190号
令和2年1月10日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

人事教育局長

国際平和協力業務等に複数回派遣された職員に係る勤勉手当の
成績率の適用について（通知）

標記について、勤勉手当の成績率の運用について（人給第6849号。21
. 5. 29。以下「通知」という。）第3の2（4）の規定に基づき、下記のとおり運用することとされたので通知する。

記

基準日以前における直近の業績評価（人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）第5条第4項の規定による定期評価における業績評価をいう。）の評価期間において、次の各項に掲げる業務等のうち海外において行われるものに従事した場合（直近の業務等に派遣された日前から起算して5年前の日から、次の各項に掲げる業務等への従事が3回目となる場合に限る。）において、それぞれの期間における勤務成績が優秀である者に係る勤勉手当の成績率は、通知第3の1（2）から（5）までの表中の「特優者」として取り扱うことができるものとする。

- 1 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条の2に規定する海賊対処行動として公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行われる海賊行為に対処するために行う業務
- 2 自衛隊法第84条の5第2項第3号に規定する国際緊急援助活動及び当該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送
- 3 自衛隊法第84条の5第2項第4号に規定する国際平和協力業務及び委託に基づく輸送
- 4 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について（令和元年12月27日閣議決定）に基づき、中東地域において行われる情報収集活動に係る業務（第1項に掲げる業務に従事した期間と同一の期間に行ったものを除く。）